

満州語と女真語

『長田夏樹論述集（下）』第5章

（原載：『神戸言語学会報』第1号，1949年7月）

この論文は、①まえがき、②肅慎・挹婁から靺鞨・女真へ、③満州語の文字制定と普及、④アルタイ語族帰属諸語の音韻対応、⑤女真大小字の作成、⑥女真金石文字資料、⑦女真文字の構造と音価、からなる。

①②③④は満州語あるいはその祖語を話していたと考えられる民族の歴史的な経緯、アルタイ語族間の音韻対応などについて述べる。なお③には、満州語『一百条』の内容が漢語に訳され『語言自邇集』（1867）に掲載されているなどの指摘がある。

⑤⑥では女真進士題名碑など9種の碑文を女真小字として紹介する。その内、第9種目の錫林郭勒西浩濟特チャガン鄂博碑につき、金東昭著・黄有福訳『女真語、満語研究』（新世界出版社，序1990，p.127）は女真文字資料ではないとする。なお長田氏が金代初期の契丹小字資料「郎君行記」を慎重な表現を用いながらも女真大字とするのは、当時の一般的な見方を反映したものであろう。次いで、長田氏は資料の質に言及する。碑文資料間には227年の差があり言語の変化はまぬがれないが、明代の華夷訳語「女真館来文」は年代を明記したのものによると126年間に渡るが一定の方式に基づき漢文より直訳されているので時代差は認められないという。また、後者は女真文字音価推定に利用できるが文法上の誤用が多く、言語学上の資料としては金石文字資料によるしかないとする。碑文間の言語差異については後に、長田夏樹「奴兒干永寧寺碑蒙古女真文釋稿」（1958，本書下巻第11章所収）で具体的に論じられる。なお碑文の間に言語差異のあることは安馬彌一郎『女真文金石志稿』（碧文堂，1943）も指摘する。

⑦では満州語で母音調和が失われた与格処格 *-de*、対格 *-be*、被動動詞 *-bu-*、副動詞 *-me* などの後置詞が、女真語では母音調和により男女両形に分かれていたとする。このうち、与格処格 (*-de*) 及び副動詞 (*-me*) は W.Grube, *Die Sprache und Schrift der Jučen* (Leipzig, 1896) に、対格 (*-be*) 及び被動動詞 (*-bu-*) は前掲安馬 1943 に同様の指摘がある。後に、金光平・金啓琮『女真語言文字研究』（文物出版社，1980）において総合的な記述がなされる。

最後に長田氏は女真語の位置づけをする。すなわち、女真語は“満州語においてすでに失われた古い特徴を有するが、満州語とは別個の他のトゥングース系の言語ではなくその直接の祖語と考えられ、満州文語に対して中古満州語と称することができる”という。この説は長田夏樹「女真文字」（『アジア歴史事典』平凡社，1960）にも見える。なお両者共に“満州文語に対して”とことわっている。他方、安馬 1943 のように女真語をソロン語と

満州語の中間にある言語とするものや、西田龍雄「東アジアの文字」(『世界の文字』大修館,1981)のように女真語を満州語の直接の祖語ではなく共通トゥングース語からそれぞれ別れ出たとするものもある。前掲金光平・金啓琮 1980 は女真語を満州語の祖語(“女真語是滿洲・通古斯語族中滿語的祖語這一結論, 仍然可以肯定”)とするわけであるが、これが中国の研究者の大方の見方となっていく。(吉池孝一)